

# 通訳ガイド団体からのプレゼンテーション 【中国語通訳案内士会（CGO）】

平成 20 年 11 月 19 日

## 1. CGOの概要

中国語通訳案内士会(以下「CGO」と称する。)は、2006年6月に設立した、当時日本で唯一の単一言語の通訳ガイド組織です。

CGO設立当初の会員は31名で、現在はその2倍強の67名となっています。会員の内訳は、男性が18名、女性が49名で男女比率は3:7となっています。また、母国語は日本語の会員が約7割を占めています。

## 2. 日頃の活動概要

通訳ガイドとして活躍している会員の多くは、他のガイド団体にも属している場合が多いことや、本格的なガイドデビューのチャンスが恵まれない新合格者の占める割合が高いことなどから、日頃の主な活動は以下のとおりとなっています。

- ア) HPや会員MLを構築し、タイムリーな情報提供を行う
- イ) 会員間ネットワークを構築し、ツアー中など困った時の相談等をサポートする
- ウ) 業務情報を共有し、依頼内容に応じて適切な人選を推薦する
- エ) 新合格者研修などを通じ、会員の即戦力を高める など

## 3. 日頃の活動に係る課題

会員数が少なく、ガイドとしての就業者が少ないため、採算性が採れることを前提とする研修の実施が困難な状況にあります。

## 4. 現行の通訳案内士制度に関する意見

ツアーの現場で働く通訳ガイドの視点から、現行の通訳案内士制度に関する意見を整理すると以下のとおりとなります。

### ア)「通訳案内士法」の問題点

法治国家「日本」として 60 年近く前に制定されたこの法律が、1回も「通訳案内士試験」に出題されることなく、また、無資格ガイドに関する「罰則」も適用されたことがありません。

そのような状況が続けば、法律の重要性が認識されず、無資格ガイドが横行する無法状態は放置されるに等しいと思われます。

現在の通訳案内士法では、警察が無免許ガイドを取り締まる場合は非常に困難な内容となっています。これを入管法や旅行業法、道路交通法のように取締りが容易な法律に改める必要があると考えます。

⇒「通訳案内士試験」での関連法令に関する出題や警察等との連携による「罰則」の執行及び取締りが容易な法律に早期に改正されることが望まれます。

### イ)「通訳案内士試験」の問題点

ツアーの現場では、外国語能力や「日本」の魅力を説明する能力と同様、或いはそれ以上にツアーを円滑に進めるための旅程管理能力(いわゆる「添乗員」としての能力)が必要とされます。

「添乗員」としての能力の欠如は、ツアー成功の妨げとなっており、多くの試験合格者がガイドデビュー

を躊躇う主な原因にもなっています。

**⇒旅程管理に関する知識の「通訳案内士試験」での出題又は履修義務の明確化が望まれます。**

#### ウ)通訳案内士試験を海外で行うことの問題点

通訳案内士試験は2006年に大きな変化を遂げ、中国語の一次試験は北京・台北・香港の各都市で受験可能になりました。2007年度の一次試験の中国語合格者324人中、台湾81名、北京5名で、合格者全体の3割弱を占めています。

この現象は、無資格ガイドとして案内してきた中国・台湾の添乗員が、資格を取得したからだと考えられます。CGOのある会員は、昨年の二次試験会場に赴き、台湾から来た受験者10数人と話をした結果、彼ら全てが本国では添乗員として日本に何度も来ているとの証言を得ました。

その結果、中国・台湾から来る「通訳案内士資格を持った添乗員」が堂々と日本に乗り込み、日本国内で通訳案内士資格を取得した者が、結局は仕事を失うことにつながります。

**⇒外国人に日本での就労に道を開き、税金も徴収できない。結果的に日本国内での有資格者の職を奪うことになる、海外での通訳案内士試験を即時止めることを強く要望します。**

#### エ)「無資格ガイド」横行の問題点

国交省やJGAなどの団体が過去に行った調査では、中国語ツアーの現場で働くガイドの9割以上がいわゆる「無資格ガイド」であり、台湾や香港から中国大陸のツアーに広がりを見せています。現に一部の中国系の旅行会社は、T/Cを日本に駐在させるなど、「訪日団体観光旅行」に関する日中両国の取り決めを無視する行動をとっています。

このようなことは、日本の国益やイメージを損なうだけでなく、旅行業者間の過当競争や、商習慣や生活習慣の違いからホテル業者・バス等運輸業者・飲食関連業者、場合によっては日本人国内旅行客又は地域住民にも多大な迷惑をかけ、文化摩擦や旅行トラブルを引き起こす原因となっています。

**⇒旅行業者の訪日手配旅行に「通訳案内士」の同乗を義務付け、それに違反した場合は営業停止処分や罰金などを科することを提案します。**

#### オ)「団体帰国報告書」の問題点

中国からの団体ツアーの場合、帰国に際し「中国国民訪日団体観光旅行取扱団体帰国報告書」の国交省への提出が義務付けられています。この書面では、「日本側担当添乗員所属・氏名」の署名及び捺印の項目があるものの、「添乗員＝通訳案内士」をチェックできていないのが現状です。

現状を放置すると、「帰国報告書」の形骸化が進み、その存在意義がなくなることは明白です。

**⇒「帰国報告書」の署名欄に通訳案内士の登録（免許）証番号及び氏名を印字した上、サイン又は捺印を徹底させるなど、国交省や関連する通訳案内士団体によるチェック機能の設置を提案します。**

## 5. その他

CGO 会員は、日本国の民間外交官として、旅行業者やホテル業者・バス等運輸業者・飲食関連業者などの関係法人と訪日する中国語圏の外国人の架け橋となり、日本の魅力と真の日本の姿を適切に伝えることに努力するとともに、関連法令や社会的ルールを遵守し、関係法人の権益や利益の確保に努めてまいります。

CGO は、中国語通訳ガイドのプロ集団として、皆様から信頼される事業パートナーとなることを願っています。

## ＜無資格ガイドの弊害と放置される危険性＞

### ①日本の国益やイメージを損なう

・無資格ガイドは、訪日外国人に同乗して日本中を飛び回る「スルー・ガイド」と留学生や家庭主婦などの「アルバイト・ガイド」に大別でき、日本政府の許認可を受けずに訪日外国人を案内する人です。彼らは、不十分な理解又は誤解したままの「日本」についての認識を外国人に伝え、誤解が誤解を生み、結果的に日本に対するイメージを損なうだけでなく、訪日外国人も日本で騙されることとなります。

ex.日本人＝倭寇の子孫、修学旅行＝軍事訓練、旅館従業員やドライバーに高齢者が多いこと＝生活が苦しい、高品質な日本製品＝日本しか買えず・外国にリサイクル製品を輸出… 等

・無資格ガイドの横行は、法を遵守する必要がない風潮を煽り、法治国家日本の不利益につながります。難関試験を突破した有資格者が就業できない状態は、通訳案内士制度に対する信頼が崩れることとなります。

ex.有資格ガイド：訪日外国人＝中国語1：2,000(英語1：200)、中国語のガイド約1,200人のうち、各ガイド団体での登録者数は300人未満で、実際の就業者数はもっと少ない

・CGO が実施した緊急会員アンケートでは、現在ガイド業で生計を立てている会員が1割程度にも関わらず、観光庁の設立を機に国の政策遂行に期待する会員が4割に上がっています。無資格ガイドの問題を解決できれば、兼業も含めて約9割の会員がガイドとしての就業に意欲的です。

### ②旅行者間での過当競争に拍車をかける

・無資格ガイドを容認したことをきっかけに、外国資本の旅行会社やランドオペレーターが日本に進出し、外国の安い労働力を使い日本での訪日外国人旅行市場を独占する恐れが生じます。

ex.訪日旅行業務の取扱：中国系の旅行会社＞日本の旅行会社、一部の中国系の旅行会社＝T/C（中国側添乗員）を日本に駐在、訪日旅行費用＝5年前の約6割程度（＋オプション）… 等

### ③ホテル業者・バス等運輸業者・飲食関連業者に迷惑をかける

・日本と諸外国では、文化や商習慣・生活習慣が大きく違うところがあり、訪日旅行中に摩擦やトラブルが生じた場合、無資格ガイドはその説明ができないだけでなく、全ての責任を日本側に押し付けることが多く見受けられます。

ex.ホテルが狭い＝日本人から差別、客室の備品を持ち帰る＝しないと損、急な行先の変更ができない場合＝ドライバーが悪い、バイキングでの食べ残し＝味が合わないからと強弁、お酒や調味料の持参を認めない＝店が悪い・モノを沢山買ってもらうため… 等

### ④日本人国内旅行客又は地域住民にも多大な迷惑をかける

・旅館で宿泊する場合、無資格ガイドは温泉の使い方や和室での過ごし方を十分に説明できないことが原因で、同じ旅館に泊まる日本人旅行客に迷惑をかけることが多い。また、ゴミの投げ捨てなど生活のルールを無視した行動が、地域住民の反感をかうケースも多く見受けられる。

ex.温泉での水着着用、浴槽での髪の毛やタオル洗い、土足でタタミに上がる、浴衣姿が見苦しい、レジ前などで列に並ばない、買わないものを元へ戻さず、大声で店員を催促、ポイ捨て、所かまわずの喫煙… 等